

域外適用解除と対米「共同歩調」

米満 啓

1. はじめに

『CISTEC ジャーナル』2022 年 5 月号に「対露輸出規制で米国と共同歩調の 37 か国に対して、米国が対露直接製品規制を免除したこと」を注目ニュースとして取り上げる記事が掲載されました。私個人としては別段注目に値する内容とは思いませんが、**記事作者は「米国との共同歩調」が積年の頭痛の種である米国輸出規制域外適用への解決の糸口と評価している**ように思われます。

JUCIP（日米商務・産業パートナーシップ）の一環として、「日米の輸出管理協力」推進が話題を呼んでいるところ（パブコメも募集中）でもあり、今回は「米国との共同歩調」と「域外適用解除」の関係を考えてみたいと思います。

2. 不公正貿易報告書の論理

2002 年版（[参考 1](#)）は米国再輸出規制の問題として次の 3 点を挙げています。

A) 国内法の域外適用として国際法上問題あり

B) 少なくとも我が国への規制は）効果の面でも意味がない（輸出管理を厳格に励行しているので再輸出を米国から取り締まる必要はない）

C) 日本企業が励行しようにも、情報（例えば米国法令紹介、米国品の ECCN 等）が不十分
上記論点はその後の報告書（例えば 2022 年版…[参考 2](#)）でも堅持されており、日本政府主張の骨格をなしています。20 年にわたり主張ということは、それだけ強固な議論だということですが、同時に米国側の理解・譲歩を引き出せていないことも意味します。

また率直に言って私には、**論点 B は今一つ説得力に欠ける**ようにも感じられます。というのは、いわゆる**米国独自規制分野に対して、日本の輸出管理は米国よりも緩い（「励行」していない）**からです。例えばイラン向け案件、米国では原則禁輸ですが日本は違います。「それじゃ不十分。米国式のフルスペック対応をお願いします」とあちらから言われかねません。だからといってイラン禁輸に踏み切る覚悟が我が国政府にあるようにも見えません。（私もイラン禁輸には不賛成ですが）

3. 中国の行う域外適用についてはどうか

中国政府も 2017 年の《出口管制法》草案に再輸出規制を盛り込みました。

この草案にはもちろん実質的な効果の意図（深読みしたくなるような）もある筈ですが、同時に次の 2 つの意識が作用しているものと私は思っています。

・「最尖端の輸出管理」を配備したい（ウチは遅れているから）

・米国への対抗意識（米国がやっていることはウチもやるんだ）

そうした中での再輸出規制条項であることを見逃すことはできないでしょう。

これに対して我が国では、同年 7 月に CISTEC、12 月には CISTEC 等 6 団体から中国政府へ

意見書を提出、反対を表明しました。[\(参考 3\)](#) 7月の CISTEC 意見書の要点は次の2つ；

- α) 購入企業の負担が大きい。中国品離れにもつながる
- β) 再輸出規制は米国にも撤廃を要求しているところである

12月の6団体意見書では、「γ」国際法上問題ある域外適用」の点も言及されています。

さらに翌年2月には「米欧日三極共同意見書」[\(参考 4\)](#)が提出されています。主な指摘は

- δ) 国内法の域外適用である
- ε) 国際レジームにもない規制である
- ζ) 輸出管理を厳格に励行している国からの再輸出は規制する意味がない
- η) 中国品が海外で敬遠される可能性

基本線としては、対米要望と同じと言えるように思います。

私の感想を付け加えます。

CISTEC 及び 6 団体の意見は、説得力の弱いものだったと感じます。特にβの「米国にもやめろと要求している」には「米国がやめるならウチだって考えてもいいよ」と返されるのがオチではないかと。

更に「三極」の方は、**米国団体が名義人に加わっている**ことに驚いてしまいます。自国政府の再輸出規制に目をつぶって高々と撤廃を要求しているように見えるからです。「どの口で言うか」と私だって思ってしまう。これでは「ナンチャッテ意見書」と受け止められても仕方ないでしょう。

2018年版不公正貿易報告書の関連記述も[〈参考 5〉](#)として紹介しておきます。

ともあれ中国による域外適用も相当な難物であることは間違いありません。

4. 対露制裁での共同歩調

冒頭で触れた『ジャーナル』2022年5月号記事に話を移します。まず原文を。

注目点 4：米国再輸出規制の適用が免除される前例ができたこと。

- 米国が再輸出規制の一種である直接製品規制の適用を免除する条件として、「自国法令により実質的に（米国と）類似の輸出管理を実施することをコミット（約束）したこと」を挙げた（2月24日）。これにより、西側主要37カ国がそのコミットを行い、米国と概ね同様のロシア向け輸出管理規制を講じることによって、再輸出規制の一種としてロシア向けに新たに発動した直接製品規制の適用が免除されることとなった。
- これまで、米国の再輸出規制という域外適用の形で日本からの輸出が米国の規制を受けることの不合理さについては、日本や欧州の政府、産業界から問題提起されてきている。特にEUは批判的で、米国の制裁を念頭に、「EU ブロッキング規則」（1996年）の改正強化規則が2018年6月に採択された。これにより、EU外の第三国が域外規制を設けた場合、EU加盟国の企業等がその域外制裁を遵守することを禁止された。このような動向も念頭にあったと思われるが、EU加盟国を含む37カ国が直接製品規制の適用が包括的に免除されることとなった。
- これまで米国の再輸出規制については、一定の許可例外は認められることはあったものの、規制そのものの適用が免除されることはなかった。今回免除されたのは、直接製品規制であるが、もう一つの主たる再輸出規制であるデミニミス・ルールに基づく規制（米国原産品を一定割合含んでいるものの再輸出には米国当局の許可が必要）は、37ヶ国からのロシアへの再輸出につきデミニミス値計算上の優遇措置が規定されているが、免除されてはいない。しかし今後、同志国で同様の品目、地域、エンドユーザーを対象に同様の規制を行うのであれば、デミニミス・ルールの適用も免除される可能性が出てくると思われる。

https://www.cistec.or.jp/journal/data/2205/03_tokusyu01.pdf

日本は現在ロシアに、相当厳しい禁輸制裁を行っています。少なくとも以前私が籍を置いたエレクトロニクス分野でいえば、ほぼ全面禁輸です。そもそも輸出をやめてしまったようなもの。

この状況下で「米国由来品をロシアに出すとき、米国は直接製品規制を免除してくれる」ということに意味を感じられますか？ 記事では「もしかするとデミニミスの規制も免除してくれるかもしれない」と期待に胸を膨らませているようですが、本気ですかね？

対露制裁だからこのように極端な結論になってしまうのかもしれませんが。では議論をもう少し一般化します。「自国法令により実質的に（米国と）類似の輸出管理を実施」するなら日本への「再輸出規制を（より広い範囲で）やめてくれるかもしれない」という命題を考えてみましょう。

この命題は論理的に正しいと思います。もし本当に日本も「共同歩調」で頑張るなら、米国が域外適用の再輸出規制を行う必要性はないからです。

しかし私はそれをただの論理の遊びに過ぎないと思います。理由を3つ挙げます。

- i) 日本政府も同じ規制を行うのなら、たしかに「米国の域外適用」ではありません。日本国が自発的にやるのですから。でもそれってただの権威の内面化でしょ？ 「強制されてじゃない。自発的にやっているんだ」。だから「やらされ感」なんかないぞ、と。

- ii) 米国の再輸出規制で多くの人が困っていたポイントに「EAR 対象品かどうかの判断」がありました。もし日本が再輸出規制から外れればこの判断作業は不要になります。しかし代わりに日本政府が（全輸出品目に）同等の規制を行うのですから、それは「**EAR 対象品でなくても規制**」を行った結果として「**EAR 対象品かどうか判断不要**」になるだけの話です。私は全く有難味を感じません。
- iii) 現実問題として、**米国が満足するレベルでの「共同歩調」は可能でしょうか？**
2 節で述べた「米国式のフルスペック対応」ということです。私たちは本当にそれを受け入れられるのでしょうか？ イランやキューバ向けを禁輸にできるのでしょうか？

もちろん JUCIP（日米商務・産業パートナーシップ）の「日米の輸出管理協力」推進は、米国に再輸出規制を緩和してもらうためのものではありません。両者は別個の話です。

それを今更私などが言い立てるまでもないこととは承知していますが、関係者の方々には、議論を混線させることがないよう希望する次第です。

〈参考１〉 2002 年版不公正貿易報告書 第３章米国 より抜粋

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2022/pdf/2022_01_03.pdf**(3) 再輸出管理制度**

米国の再輸出管理制度では、日本からの輸出であっても、①米国原産品である場合、②米国原産品であるものを部分として用いている場合（組込品）、③米国原産品であるものをその製造の手段、ツールとして用いる場合（直接製品）には、輸出の際に米国政府の許可が必要とされる。こうした米国政府による規制は、輸出管理に関する各種国際合意を遵守している日本政府による輸出管理手続を経た輸出についても適用されている。

米国の再輸出管理については、米国の各種法規の中でも、従来から、非常に広範に、国際法上許容されない国内法の域外適用がなされるおそれがあるとされてきた。また、我が国を含め、輸出管理に関する各種国際レジームに参加し、十分に実効的な輸出管理を実施している国からの輸出について、再規制を課す事は不要である。さらに、当該再輸出管理制度は、十分な透明性が確保されていない等、運用上の問題も多く、日本を含む外国の産業界にとって過重な負担となっている。

このため、日本政府は、1999 年から 2000 年に開催された第三回日米規制緩和対話の場において、わが国を含め、輸出管理に関する各種国際レジームに参加し十分に実効的な輸出管理を実施している国からの輸出について、例外なく米国再輸出管理の適用除外とすることを求めるとともに、適用除外とされるまでの間、外国輸出企業の負担を軽減する視点から、ソフトウェアと技術の組込比率の計算方法について、ガイドラインを作成し、公表する、また、そのガイドラインに該当するケースについて、外国輸出企業自らの計算によりデミニマスルールに該当すると判断される場合には、米当局の許可を不要とする等の、再輸出管理の運用を改善するための措置を講ずることを求めた。

また、2001 年 9 月に行われた貿易政策検討制度（TPRM）対米審査においても同様の改善措置を引き続き求めている。

〈参考 2〉 2022 年版不公正貿易報告書 第 3 章米国 より抜粋

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2022/pdf/2022_01_03.pdf

（４）再輸出管理制度

＜措置の概要＞

米国の輸出管理制度は、一定の条件を満たせば米国域外からの輸出（再輸出）にも適用される。対象となる品目は、①米国原産品目（貨物、ソフトウェア、技術）、②米国原産比率が 25%（テロ支援国家等が仕向け先の場合は 10%）を超える外国製品、③一定分野の米国原産ソフトウェア・技術から直接製造された外国製品、④一定分野の米国原産のソフトウェア、技術を主要部分とするプラントから直接製造された外国製品等であり、これらを輸出する場合は、米国域外からの輸出であっても米国政府の許可が必要となる。なお、Entity List（米国の安全保障・外交政策上の利益に反する外国の主体のリスト）に掲載された主体向けの再輸出についても適用される。

我が国を含め、輸出管理に関する各種国際レジームに参加し十分に実効的な輸出管理を実施している国からの輸出について、米国の規制とあわせ二重の規制を課す事は不必要であり、輸出者に過剰な負担を強いることとなる。加えて、米国の輸出者から日本の輸入者に対し輸出品目に関する十分な情報（輸出管理品目番号（ECCN）等）を提供することが義務づけられていないため、輸入者が第三国に再輸出する際の品目の特定や規制の該非判断が困難となり、適切な輸出管理のためのプロセスが阻害される懸念がある。

＜国際ルール上の問題点＞

米国の再輸出管理制度の適用範囲は非常に広範であり、米国が制裁対象とする国や企業と取引を行うか否かは、基本的には各事業者及び当該事業者が所在する国の判断に委ねられるべき問題であり、米国が自国領域を越えてかかる判断に規律を及ぼそうとすることは、一般国際法上許容されない管轄権行使となる恐れがある。

＜最近の動き＞

2018 年 8 月に成立した輸出管理改革法（ECRA :Export Control Reform Act）において、規制対象技術に新興・基盤技術（emerging and foundational technology）の追加を検討することが盛り込まれた。これらの技術について具体的な定義や基準規制手法等に関するパブリックコメントが既に実施され、現在制度設計が行われている。2020 年 1 月には、商務省が例示した新興技術 14 分野のうち、地理空間画像分析の自動化ソフトウェア（AI 関連）に関する独自規制が暫定導入された

近年、米中両国による技術を巡る覇権争いが激化する中、中国の軍民融合戦略への関与が疑われる中国企業等に対する輸出管理が強化されている。また、新疆ウイグル自治区等での人権抑圧を理由とする輸出管理強化措置も取られている。

2019 年 5 月、BIS は Huawei 社を Entity List に追加し、同社を仕向け先とする米国原産

比率 25%超の輸出・再輸出等（※2020 年 8 月、Entity List 掲載主体が購入者・中間荷受人・最終荷受人・エンドユーザーとして関与する場合も規制対象になった）が原則不許可となった。2020 年 5 月及び 8 月には、直接製品規則（FDPR: Foreign Direct Product Rule）を改正し、規制対象となる仕向け先や品目を拡大させた。具体的には、対象仕向け先が旧共産圏諸国やテロ支援国家等の懸念国から貿易管理上のホワイト国を含む全ての国・地域に拡大し、該当品目は国家安全保障理由で規制される品目からリスト規制非該当品（米国原産の技術やソフトウェアを用いて他社が設計・開発する半導体チップ等）にまで拡大した。また、同年 8 月の FDPR 改正によって、Entity List に掲載されている Huawei 社及びその関連企業（以下「Huawei 等」）がサプライチェーンに関与している場合、すなわち Huawei 等が購入者・中間荷受人・最終荷受人・エンドユーザーのいずれかであることを輸出者等が知り又は知りうる場合、第三国からの再輸出等が原則不許可となった。これにより、米国原産技術・ソフトウェアを用いて直接製造された半導体チップ等の第三国からの輸出が事実上禁止された。また、同年 6 月、中国を対象に通常兵器キャッチオール規制を強化し、9 月には、中国半導体製造大手の SMIC について、同社の一部取引先企業に軍事利用（Military End-Use）のリスクを通知（インフォーム）して、キャッチオール規制対象に追加した。12 月には航空・電子・素材等中国企業 58 社を含むミリタリーエンドユーザーリスト（MEUL: Military End User List）を策定し、キャッチオール規制の対象とした。2021 年 1 月には国有企業であるスカイリゾンが同リストに追加されている。さらに、2020 年 12 月、軍民融合戦略への関与等を理由に半導体製造大手の SMIC、ハイテク監視技術等を用いた人権抑圧への加担等を理由にドローン製造大手の DJI を Entity List に追加した。同月、中国本土と比較して幅広い許可例外等輸出管理上の優遇を受けていた香港の地位を見直し、全て中国本土と同一化する旨発表した。その後も Entity List への掲載企業等は増加し、2019 年 5 月以降、中国関連企業・個人、256 者が追加掲載された。

こうした米国独自の輸出管理強化措置は再輸出についても適用され、日本企業の事業環境を不安定化させビジネスの予見可能性を阻害する。実際に、米中の輸出管理域外適用については、2020 年 10 月、産業界 10 団体の連名で、米中による輸出管理措置の応酬について政府レベルでの対応を求める要望書が経済産業省に提出された。

米国の再輸出管理制度については、企業活動や研究活動等を不当に阻害することのないよう、慎重に産業界や学术界の意見が取り入れられる必要がある。また、日本をはじめ国際輸出管理レジームに参加し、十分に実効的な輸出管理を実施している同盟国・パートナーに対しては、事前の調整や通知を行うことで、不当な措置を抑制するとともに、措置を実施する場合であっても予見可能性が確保され、関係国間のレベルプレイングフィールドが確保される必要がある。

〈参考 3〉 中国《輸出管理法》草案への日本側意見書

2017. 7. 13 CISTEC 意見書より抜粋

https://www.cistec.or.jp/english/export/china_law/170713-1_comment_j.pdf

第 64 条について

再輸出規制については、世界中の企業に過剰な管理を強要するものであり、本法案の 64 条は削除いただきたい。再輸出規制を導入した場合、外国企業が中国製のデバイス、モジュール、技術の採用を避けることにもつながり、中国企業、および、中国に工場を持つ外国企業にとって不利益が発生する恐れがあります。

また、他国では、米国が再輸出規制を導入していますが、我々は米国に対しても再輸出規制を撤廃するよう反対をしているところであり、中国政府にも導入を見送っていただきたい。

2017. 12. 1 6 団体意見書より抜粋

https://www.cistec.or.jp/english/export/china_law/171201-01-j.pdf

(1) 再輸出規制

① 再輸出規制全般

再輸出規制は、米国において導入されてはいますが、基本的には規制の域外適用であり、国際法上疑義があるということは、日欧政府は以前から指摘してきています。CISTEC としては、廃止（輸出管理制度が整備されている国が輸出先であれば、当該国に委ねる）を要請してきています。

そのような国際法上の疑義は別としても、再輸出規制には多大な副作用やデメリットがあります。中国から輸入した製品自体、あるいは、中国から輸入した部品等を一定割合以上使った製品等を、輸入国から再輸出する場合に中国政府の許可が必要ということになれば、中国製品の使用はリスクとなり、海外の産業界では、その使用を回避する強いインセンティブが生じます。複雑な計算式に基づいて、中国製品が含まれている割合をいちいち計算しなければならなくなります。また、様々なサプライチェーンを通じて供給される製品がそもそも中国原産品なのか、そうだと規制対象なのかを判断できなければ、原産割合の計算さえできなくなります。米国においても、現状では、規制対象かどうかの輸出先への通報も義務化されておらず、実効面で問題がある制度となっています。しかし、それでも極力、その原産性と規制対象か否かを追求する努力をすとなれば、それは膨大な手続き的負荷であり、それだけで、中国製品の使用を回避する強力なインセンティブになり得ます。仮に使うとしても、設定された中国原産品の使用比率より低くなるように「企業努力」することとなります。そのような負担が多くの製品について発生することになれば、調達先を中国以外に求める検討を始めることになるでしょう。

この点は、米国の再輸出規制においても、同様の事態が現実には生じたことがあります。欧州の航空宇宙産業界は、米国製品の使用を回避する動きを顕在化させたことがありました。また、日本からも CISTEC が再輸出規制の廃止を公式に要請したことも踏まえて、米国商務省 BIS は、2009 年に、再輸出規制が米国製品に与える影響について公式にパブリックコメントを募集しました。CISTEC では、会員企業アンケート結果を踏まえて、米国再輸出規制に伴う多大な負担の

実態と、代替品が他国から調達できるのであれば米国製品の調達は回避するとの回答が多くを占めたことを米国商務省（BIS）に伝達しています。

このような状況の下で、全米横断的な製造業団体が、米国の再輸出規制の存在が、米国のビジネスを阻害しているとの観点から、欧州、日本の産業界からヒアリングをし、問題提起をしたこともありました。

日欧の産業界は、米国の再輸出規制に伴う負担の重さを実感しており、これが中国において、広汎な通常兵器関連の汎用製品等に関する輸出規制を初めて導入するのと併せて導入されるのであれば、そのマイナスのインパクトには多大なものがあります。

② 中国の原産性を問わない再輸出規制

草案では、中国原産のデミニミス・ルール以外に、その原産性を問わず、輸出先国からの再輸出を許可対象にしているように見えます。しかし、それでは、日米欧等の諸外国から輸入した（すなわち中国原産ではない）部品、素材を使用して製造した製品を中国から輸出した相手国から、第三国に輸出する場合まで中国政府の許可対象になってしまいます。

このような規制は米国でも採用されていませんし、もし導入されるのであれば、外資企業や中国企業によって活発に行われている加工貿易が大きく阻害されてしまいます。

〈参考4〉米欧日「三極」意見書（2018.2.14）より抜粋

https://www.cistec.or.jp/service/china_law/180214-02-3kyoku-j.pdf

（1）再輸出規制の再検討

草案の第 64 条では、中国からの輸入品が一定割合含まれている物資の再輸出（デミニミス・ルール）と、中国から輸入した物資の再輸出と、2つのタイプの再輸出規制が含まれているように見えます。以下の理由により、この再輸出規制を設けることの再検討をお願いします。

まず、再輸出規制の規定の懸念性として、以下の点が挙げられます。

- (i) 再輸出規制は域外適用の効力を有しますが、この効力は撤回又は大幅に限定されるべきです。もし、域外適用を考えるのであれば、許可制度は十分な考慮がなされるようにする必要があります。
- (ii) 上記のように、国際輸出管理レジームで合意されている制度ではありません。
- (iii) 中国からの輸出先国が国際レジームにも参加するなど実効性のある輸出規制を行っているのであれば、中国政府がそれに加えて再輸出許可を行う必然性に乏しいものといえます。

これらの多大な副作用、デメリットは、グローバル・バリュー・チェーンに依拠する中国にとっても悪影響を及ぼします。

それに加えて、再輸出規制には中国にとっても大きな不利益をもたらす、多大な副作用やデメリットがあります。中国から輸入した製品自体、あるいは、中国から輸入した部品等を一定割合以上使った製品等を、輸入国から再輸出する場合に中国政府の許可が必要ということになれば、以下の理由から、中国製品の使用は多大な負担とリスクとをもたらす、海外の産業界では、その使用を回避する強いインセンティブが生じます。

広汎な通常兵器関連の汎用製品等に関する輸出規制を初めて導入するのと併せて導入されるとなれば、そのマイナスのインパクトには多大なものがあります。

(i) 実効性の担保が困難

複雑な計算式に基づく計算は多大な負担と困難をもたらします。その負担及び困難は、無形の品目における原産国の判断において、特に大きなものとなります。また、そもそもグローバルで多様なサプライチェーンを通じて供給される製品がそもそも中国原産であるかどうか、中国原産であるために規制対象になるかどうかの判断が、関係当事者にとっても困難です。

(ii) 手続き的負担と法的リスクの増大に伴う調達先変更可能性

そのような規制の実効性が担保できない中で規制が実施されることになれば、輸入者側の手続き的負担と法的リスクが高まる一方となります。グローバル展開する企業は、そのような負担とリスクを回避するために、調達先、投資先を中国以外に求める検討を始める可能性が高まることでしょう。もし、再輸出規制を考慮するのであれば、まずは、産業界の意見を十分に聴取することをお願いします。

〈参考 5〉 2018 年版不公正貿易報告書 第 1 章中国 より抜粋

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/pdf/2018_01_01.pdf

(3) 輸出管理法案

<措置の概要>

中国政府は、従来、大量破壊兵器関連のみを規制対象とする安全保障輸出管理制度においていたところ、2017 年 6 月、通常兵器関連の多数の民生品・技術を規制対象に加えると同時に、報復措置、再輸出規制、みなし輸出規制等の新たな措置を多く含む輸出管理法（出口管制法）の法案を公表し、同年 7 月にパブコメを実施した。具体的な規制対象品目リストが公表されていない等、制度の内容はまだ不明瞭であるが、下記のとおり WTO 協定不整合性が疑われる条文も存在し、運用によっては、我が国と中国の間の貿易・投資環境に大きな影響を与える恐れがある。

<国際ルール上の問題点>

安全保障例外（GATT21 条）の解釈については先例がないものの、本法案に含まれる下記のような措置については、安全保障目的との関連性が乏しい過剰な輸出規制であり、措置国が「自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認めている」という GATT 21 条の要件を満たさず、輸出入制限の禁止（GATT 11 条）に抵触する可能性がある。

(a) 規制対象品目の過剰な拡張のおそれ

本法案は、規制対象品目リストや許可要件を定めるうえの考慮要素として、「国家の安全」以外に、「貿易や産業の競争力に対する影響」、「国際市場における供給」、「技術の発展」、「国家の工業的基盤に与える影響」、「市場における供給の状況」（16 条、18 条、22 条）等、安全保障目的に含まれるとは考えにくい要素も挙げている。また、起草説明において、立法の必要性として、「重要戦略稀少資源の保護」も挙げている。そのため、本法案の規制対象品目として、稀少資源など、安全保障輸出管理の国際レジームに含まれない品目が含まれるおそれがある。

(b) 技術開示要求のおそれ

両用物資について輸出許可を得るための申請資料として、「契約書・協議書」、「輸出管理物資の技術説明書」、「輸出管理主管部門が要求するその他の文書」等が規定されている（法案 33 条）ところ、輸出許可審査（該非判断）時に、該非判断に必要な範囲を超えて技術開示を要求されるおそれがある。

(c) 報復措置（対等の原則）の規定

他国・他地域が中国に対して差別的な輸出規制を行う場合、中国が当該国家・地域に対して「相応の措置を講じる」旨の規定がおかれている（法案 9 条）。そのため、本条文に基づき、必ずしも安全保障を目的としない一方的な輸出規制措置が講じられるおそれがある。

<最近の動き>

日本産業界は、国際的ルールや慣行に即した透明性のある制度の実現を求めて、2017 年 7 月（CISTEC）及び 12 月（CISTEC・日機輸等 6 団体連名、経団連等 2 団体賛同）が、中国に対して、意見書を提出している。また、2018 年 2 月には、日米欧の 13 の業界団体（CISTEC、日機輸、経団連、全米製造業者協会等）が中国に対して共同意見書を提出した。

我が国は、2017 年 11 月の経済産業省と中国商務省との次官級定期協議等において、中国に対して、やはり国際的ルールや慣行に即した公平性・透明性のある制度の実現を求めて働きかけを行っており、今後も、バイ及びマルチの場を用いて、問題解決に向けた議論を進めていく。